

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 7 月 28 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700066号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700142号

第1 結論

- 1 請求者のA社B事業所における平成16年4月1日から平成24年3月31日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。別表1の第1欄に掲げる期間の標準報酬月額については、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準報酬月額とする。

別表1の第1欄に掲げる期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表1の第1欄に掲げる期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成24年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成24年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者のA社B事業所における別表2の第1欄に掲げる賞与支給年月日の標準賞与額を、それぞれ同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表2の第1欄に掲げる賞与支給年月日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表2の第1欄に掲げる賞与支給年月日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年4月1日から平成24年3月31日まで
② 平成24年3月31日から同年4月1日まで

- ③ 平成 17 年 7 月
- ④ 平成 17 年 12 月
- ⑤ 平成 18 年 7 月
- ⑥ 平成 18 年 12 月
- ⑦ 平成 19 年 7 月
- ⑧ 平成 19 年 12 月
- ⑨ 平成 20 年 7 月
- ⑩ 平成 20 年 12 月
- ⑪ 平成 21 年 7 月
- ⑫ 平成 21 年 12 月
- ⑬ 平成 22 年 7 月
- ⑭ 平成 22 年 12 月
- ⑮ 平成 23 年 7 月
- ⑯ 平成 23 年 12 月

厚生年金保険の被保険者記録によると、A社B事業所における請求期間①に係る標準報酬月額が実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低額になっている。また、請求期間②について、同事業所には平成 24 年 3 月 31 日まで勤務し、同年 3 月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたが、同事業所における同年 3 月の厚生年金保険被保険者としての記録がない。さらに、請求期間③から⑯については、毎年 7 月と 12 月に賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、当該賞与の記録がない。調査の上、記録を訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された給料支払明細書、給与所得の源泉徴収票及び年末調整に係る資料により、別表 1 の第 2 欄、第 3 欄及び第 4 欄に掲げるとおり、当該期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、別表 1 の第 1 欄に掲げる請求期間ごとに、同表の第 5 欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①について、請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所。以下「年金事務所」という。）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否

かについては不明と陳述しているが、請求期間①について、上記給料支払明細書等により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料支払明細書等により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額に基づく算定基礎届を提出しておらず、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、雇用保険の記録、C国民健康保険組合から提出された国民健康保険被保険者資格喪失届の写し及び請求者から提出された給料支払明細書により、請求者は、請求期間においてA社B事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる報酬月額から20万円にすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）を年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、請求期間②について、日本年金機構が保管している請求者に係る資格喪失届及び厚生年金保険資格喪失確認通知書における資格喪失年月日が平成24年3月31日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として資格喪失届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間③から⑪、⑬、⑮及び⑯について、請求者から提出された賞与に係る給料支払明細書、給与所得の源泉徴収票及び年末調整に係る資料並びに同僚2名の回答により、請求者は、当該各期間に事業主により賞与の支給を受け、当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑫及び⑭については、賞与に係る給料支払明細書によると平成21年後期分及び平成22年後期分となっているものの、給与所得の源泉徴収票及び事業主の陳述により、請求期間⑫は平成22年1月、請求期間⑭は平成23年1月に事業主により賞与を支給され、当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、請求期間③から⑪、⑬、⑮及び⑯の賞与支給日については、同僚2名の回答により、

それぞれ別表2の第1欄に掲げる日とし、請求期間⑫及び⑭の賞与支給日は確認できないことから、賞与支給月の月末と認定し、それぞれ同表の第1欄に掲げる日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③から⑯の標準賞与額については、賞与に係る上記給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与支給額から、別表2の第1欄に掲げる請求期間ごとに、同表の第4欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間③から⑯について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間③から⑯に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表 1

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
請求期間に係る期間	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚年年金特例法訂正後の標準報酬月額
平成16年4月から平成17年3月まで	17万円	19万円	19万円	19万円
平成17年4月から同年8月まで	17万円	18万円	19万円	18万円
平成17年9月から平成18年3月まで	17万円	18万円	18万円	18万円
平成18年4月から平成19年3月まで	17万円	18万円	19万円	18万円
平成19年4月から同年8月まで	17万円	19万円	19万円	19万円
平成19年9月から平成20年3月まで	17万円	19万円	18万円	18万円
平成20年4月から同年8月まで	17万円	20万円	20万円	20万円
平成20年9月から平成22年3月まで	17万円	20万円	19万円	19万円
平成22年4月から同年9月まで	17万円	20万円	20万円	20万円
平成22年10月から平成23年3月まで	17万円	22万円	20万円	20万円
平成23年4月から平成24年2月まで	17万円	22万円	22万円	22万円

別表 2

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
請求期間 (賞与支給年月日)	賞与支給額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料控除額 に見合う標準賞与額	厚生年金特例法訂正後 の標準賞与額
③ 平成 17 年 7 月 (平成 17 年 7 月 25 日)	23 万円	14 万 4,000 円	14 万 4,000 円
④ 平成 17 年 12 月 (平成 17 年 12 月 26 日)	25 万円	14 万円	14 万円
⑤ 平成 18 年 7 月 (平成 18 年 7 月 25 日)	27 万円	15 万 4,000 円	15 万 4,000 円
⑥ 平成 18 年 12 月 (平成 18 年 12 月 25 日)	25 万円	23 万 2,000 円	23 万 2,000 円
⑦ 平成 19 年 7 月 (平成 19 年 7 月 25 日)	26 万円	24 万 2,000 円	24 万 2,000 円
⑧ 平成 19 年 12 月 (平成 19 年 12 月 25 日)	26 万円	23 万 6,000 円	23 万 6,000 円
⑨ 平成 20 年 7 月 (平成 20 年 7 月 25 日)	24 万円	22 万 7,000 円	22 万 7,000 円
⑩ 平成 20 年 12 月 (平成 20 年 12 月 26 日)	26 万円	23 万 1,000 円	23 万 1,000 円
⑪ 平成 21 年 7 月 (平成 21 年 7 月 25 日)	27 万円	23 万 9,000 円	23 万 9,000 円
⑫ 平成 21 年 12 月 (平成 22 年 1 月 31 日)	27 万円	23 万 4,000 円	23 万 4,000 円
⑬ 平成 22 年 7 月 (平成 22 年 7 月 26 日)	26 万円	22 万 5,000 円	22 万 5,000 円
⑭ 平成 22 年 12 月 (平成 23 年 1 月 31 日)	26 万円	22 万円	22 万円
⑮ 平成 23 年 7 月 (平成 23 年 7 月 25 日)	26 万円	22 万円	22 万円
⑯ 平成 23 年 12 月 (平成 23 年 12 月 26 日)	25 万円	25 万 5,000 円	25 万円

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700043号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700141号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成11年7月15日から同年11月1日まで
② 平成11年11月1日から同年12月30日まで

請求期間①について、A社に正社員の営業職として平成11年7月15日に入社し、月額28万円の給与が支給されていたが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年11月1日となっているので7月15日に訂正してほしい。

請求期間②について、標準報酬月額が11万8,000円と記録されているが、実際は月額28万円の給与が支給されていたので、標準報酬月額28万円へ訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、平成11年7月15日にA社に正社員の営業職として入社したと主張している。

しかしながら、請求者の雇用保険の記録によると、請求者は、平成11年11月1日にA社における雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、請求期間①においては、雇用保険の被保険者となっていない上、同社の事業主は、当該期間に係る社会保険関係書類、賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者の同社における勤務実態、給与の支払い、厚生年金保険の届出の状況等については不明である旨の回答をしていることから、当該期間において、請求者が同社に勤務していたことを確認することができない。

また、請求者は、請求期間①においてA社から給与を支給され、当該給与から事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料を所持していない上、同社の事業主は、上述のとおり、当該期間に係る賃金台帳等の資料を保管していないと回答していることから、当該期間において請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたかを確認することができ

ない。

さらに、複数の同僚に対して、自身の入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日について照会したところ、回答のあった1名は、入社日と厚生年金保険の被保険者資格の取得日は相違しており、おそらく中途採用者は3か月の試用期間があったため、厚生年金保険の加入は入社後すぐの手続ではなかった旨の回答をしている。

このほか、請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②について、請求者は、A社から月額28万円の給与が支給され、当該給与に基づく厚生年金保険料が控除されていたと主張している。

しかしながら、請求者は、請求期間②に係る給与明細書等のA社から支給されていた給与の額や厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料を所持していない上、同社の事業主は、当該期間に係る賃金台帳等の資料は保管していないと回答していることから、当該期間において請求者が主張する月額28万円の給与が支給され、標準報酬月額(28万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認することができない。

また、雇用保険の記録により、請求者の請求期間②における賃金月額が12万円であることが確認できる上、オンライン記録により、請求者の当該期間における標準報酬月額は11万8,000円であることが確認でき、当該雇用保険の記録により確認できる賃金月額(12万円)は、厚生年金保険における標準報酬月額(11万8,000円)の等級区分内であることが確認できる。

さらに、A社が適用事業所でなくなった日以降に同社で厚生年金保険被保険者資格を喪失した被保険者及び請求者の標準報酬月額が遡及訂正されるなどの不自然な点は認められない。

このほか、請求者の請求期間②における請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②において請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700070号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700140号

第1 結論

請求期間①から⑧及び請求期間⑩について、請求者のA保育園(現在は、B法人)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

請求期間⑨について、請求者のB法人における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月末
② 平成19年12月末
③ 平成20年3月末
④ 平成20年6月末
⑤ 平成20年12月末
⑥ 平成21年3月末
⑦ 平成21年6月末
⑧ 平成23年3月末
⑨ 平成23年12月29日から平成24年1月1日まで
⑩ 平成23年12月22日

A保育園に勤務していた期間のうち請求期間①から⑧及び⑩に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の被保険者記録に標準賞与額の記録がない。調査の上、これらの賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

また、同保育園の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成23年12月29日と記録されているが正式には同年12月31日に退職したため、資格喪失日は平成24年1月1日となるはずである。資格喪失日の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から⑧については、B法人の事業主は、請求期間当時の資料の所在が分からないため提出することができず、賞与からの厚生年金保険料の控除の有無は定かではない旨陳述しており、文書照会にも回答がないことから、請求期間における賞与の支給及び厚生年金保険料

の控除について確認することができない。

また、請求期間①から⑦については、請求者の住所地であるC市は、請求者に係る住民税課税資料の保管状況について、平成21年度（平成20年分）以前の課税資料は保存年限が経過しているため確認できず、平成22年度（平成21年分）については、請求者は子の夫の扶養親族であったため請求者に係る住民税課税資料はない旨回答している。

さらに、請求期間⑧については、C市から提出された平成24年度（平成23年分）の所得照会文書（回答）及び添付された給与支払報告書により、請求者がB法人を退職した後に勤務した事業所に係る所得及び社会保険料額のみが申告されていたことが確認できることから、B法人における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑧に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間⑨については、雇用保険の被保険者記録において、請求者は平成23年12月31日離職と記録されており、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を受け付けた際の添付資料として年金事務所から提出された、平成23年12月31日給与計算の支給・控除一覧表において、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、当該資格喪失届の添付資料の辞令において、平成23年12月28日付で「パート保育士を解く」旨の記載が確認でき、同年12月分のタイムカードにおいて、同年12月28日が最終出勤日であり、同年12月29日から12月31日までの勤務実態がないことが確認できる上、当該資格喪失届には、資格喪失年月日欄に「平成23年12月29日」、備考欄に「12/28」と記載されていることから、事業主は平成23年12月29日を資格喪失年月日として届出を行ったことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間⑨において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

- 3 請求期間⑩については、オンライン記録により、当該期間に係る賞与は事業主の届出が行われ、既に記録されていることが確認できることから、厚生年金保険の被保険者記録の訂正を行う必要は認められない。

なお、厚生年金保険法において被保険者期間を計算する場合は月によるものとし、被保険者資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入し、被保険者期間の計算の基礎となる各月に対し保険料を賦課すると規定されているところ、前記2のとおり、請求者のB法人における厚生年金保険の被保険者資格の喪失年月日は平成23年12月29日とされており、同年12月は被保険者期間には算入されず、保険料賦課の対象とならないことから、請

求期間⑩に係る賞与の記録は保険給付の対象とならない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700075号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700143号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年12月21日から昭和56年4月1日まで

私は、B社から関連会社であるA社に昭和54年12月に異動し、昭和56年3月末日まで勤務していたが、A社に係る年金記録がない。同社には正社員として勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。調査の上、年金記録を訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和54年12月に、B社から関連会社であるA社に異動し、同社に昭和56年3月末日まで勤務していたと主張している。

しかしながら、同僚から提供されたB社の社内報(昭和53年8月15日第*号)により、請求者は、昭和53年6月26日付けで、B社からA社に出向していることが確認できる。

また、雇用保険の記録により、請求者は、B社を昭和53年6月26日に離職し、翌日の6月27日にA社において雇用保険の被保険者資格を取得し、昭和54年12月20日に同社を離職していることが確認できる上、昭和55年4月11日から同年7月9日までを支給期間とする雇用保険の基本手当を受給していることが確認できる。

さらに、閉鎖登記簿謄本等により、B社及びA社の後継会社は、C社であることが確認できるところ、同社は、請求者に係る人事記録等は、紙媒体及び電子媒体にも記録されていない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、D市は、請求者は昭和55年8月29日に同市の国民健康保険に加入していると回答しているほか、請求期間に係る税務資料は、保存期間経過のため保存していない旨陳述している。

なお、請求者は、A社としての厚生年金保険の記録がないので、調査をしてほしい旨主張し

ているところ、オンライン記録において、当該事業所に係る厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できないことから、日本年金機構に当該事業所の適用事業所に係る事業所台帳の提出を求めたが、日本年金機構は、A社の適用事業所に係る事業所台帳は確認できないと回答している。

また、B社及びA社において総務関係を担当していたとする同僚2名は、A社は、厚生年金保険の適用事業所ではなく、B社の子会社であることから、A社の従業員については、親会社であるB社で厚生年金保険に加入させていたと記憶している旨回答している。

さらに、複数の同僚は、A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録は、B社として記録されている旨回答している上、請求者においても、雇用保険の記録で確認できるA社に勤務していた期間（昭和53年6月27日から昭和54年12月20日まで）は、事業所別被保険者名簿により、B社の厚生年金保険の被保険者として記録されていることが確認できることから判断すると、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、当該事業所に勤務していた従業員は、B社において厚生年金保険の被保険者であったと認められる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700102号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700144号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年12月

私は、請求期間にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、標準賞与額の記録がない。調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正して将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を控除されていた事実が確認できる賞与明細書等の資料を所持していない旨陳述している上、A社は平成28年1月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主からは、賞与の支給等について回答が得られないことから、請求者の請求期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、閉鎖事項全部証明書により、A社は平成28年5月13日付けで費用不足による破産手続廃止の決定確定となっていることが確認できるところ、同社の破産管財人は、同社の案件については終結しており、元事業主から資料は何も預かっていない旨陳述している。

さらに、請求者の請求期間当時の住所地であるB市は、請求期間当時に係る課税資料については、保存期間経過のため確認できない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。